

地区社会福祉協議会活動総合支援事業 先駆的提案事業助成要領

この助成要領は、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の地区社会福祉協議会総合支援事業のうち、先駆的提案事業について地区社会福祉協議会総合支援事業実施要綱第11条に基づき補足として助成に関することを定めるものである。

（対象事業）

第1条 組織強化事業、広報啓発事業、地域実践事業以外の先駆的・提案的な事業で、市社協会長が認めた事業とする。また、地域福祉担当や地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）と企画・立案段階から協働作業で連携を図ること、継続して事業を行うことを必須とする。

（対象経費）

第2条 助成対象経費について、以下のとおり定める。

費目	説明
消耗器具備品費	事業の実施に必要な消耗品、備品等の購入費用
印刷製本費	事業を周知するためのチラシ等の印刷代等
通信運搬費	チラシ、連絡文書等の郵送料等
使用料及び賃借料	器具備品のレンタル料や、会場の使用料等
損害保険料	参加者、ボランティアにかかる損害保険料等
車輌燃料費	事業実施に必要な車輌燃料費（実費相当額）
その他	市社協会長が必要と認める経費

（交付申請及び交付決定）

第3条 助成金の交付を受けようとする地区社会福祉協議会（以下、地区社協といふ。）は、助成金申請書（様式5）、收支予算書（様式6）、その他事業内容が分かる書類添付し、市社協会長に申請する。

2 地区社会福祉協議会活動総合支援事業実施要綱第7条、別表に基づき、申請書類をもって審査する。1事業につき1回限りの申請とし、1申請あたり100,000円以内かつ事業経費×10/10を交付する。

ただし、市社協は申請内容によっては申請金額を減額して交付決定できるものとする。

（請求及び実績報告）

第4条 交付決定を受けた地区社協は、速やかに助成金請求書（様式7）を提出し、事業終了後、実施報告書（様式8）、收支決算書（様式9）、事業の成果が分かるもの（領収書、写真等）を速やかに提出する。

(助成金返還)

第5条 本事業の完了に伴い、すでに交付した助成金を精算し、余剰金が生じた場合には、助成金返還届に返還金を添えて市社協会長に返還するものとする。

附 則

この要領は、平成30年7月27日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。